

R6.10月施行

児童手当

氏名
住所
金融機関

等変更届

- ◎太線の枠内をご記入ください。
- ◎受給者の姓変更の場合は、受給者及び金融機関欄の記入が必要です。
- ◎変更できる口座は受給者本人名義に限ります。
- ◎児童等の住所が受給者と異なるようになった場合は、申立書が必要です。

福島市長

提出年月日 令和 . .

受給者	フリガナ		生年月日	昭和 . .	認定番号	受付担当者印
	氏名 (法人名等)			平成 . .		
	現住所 (法人の主たる事務所の所在地)	福島市			TEL(- -)	

		変更前		変更後		
受給者	氏名			⇒		
	住所			⇒		
	加入保険 加入保険 公的年金 制度の種別	加入保険	ア 全国健保協会()支部 イ 国保 ウ ()健康保険組合 エ 共済組合 (私立学校教職員共済・ 国家公務員共済・地方公務員等共済)	⇒	加入保険	ア 全国健保協会()支部 イ 国保 ウ ()健康保険組合 エ 共済組合 (私立学校教職員共済・ 国家公務員共済・地方公務員等共済)
		年金種別	ア 厚生年金 ※ ※次の共済組合の組合員である場合は○で囲んでください。 (私立学校教職員共済・ 国家公務員共済・地方公務員等共済) イ 国民年金 ウ その他()	⇒	年金種別	ア 厚生年金 ※ ※次の共済組合の組合員である場合は○で囲んでください。 (私立学校教職員共済・ 国家公務員共済・地方公務員等共済) イ 国民年金 ウ その他()
		勤務先		⇒	勤務先	
		職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者	⇒	職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者
変更年月日	令和 年 月 日					

配偶者	氏名		⇒
	住所	<input type="checkbox"/> 受給者に同じ	⇒ <input type="checkbox"/> 受給者に同じ
	変更年月日	令和 年 月 日	

児童等	氏名		⇒
	住所	<input type="checkbox"/> 受給者に同じ	⇒ <input type="checkbox"/> 受給者に同じ
	氏名		⇒
	住所	<input type="checkbox"/> 受給者に同じ	⇒ <input type="checkbox"/> 受給者に同じ
	氏名		⇒
	住所	<input type="checkbox"/> 受給者に同じ	⇒ <input type="checkbox"/> 受給者に同じ
	変更年月日	令和 年 月 日	

		変 更 前				変 更 後		
金 融 機 関	金融機関名	銀行・金庫・組合・農協			⇒	銀行・金庫・組合・農協		
	店 名	店・支店・出張所			⇒	店・支店・出張所		
	口座番号	普通預金	⇒	普通預金
	口座名義人 (カナ氏名)				⇒			
備考								
処 理	受付確認年月日	入力欄		担当課使用欄				
				(児童) 同→別	別→同			
				(配偶者) 同→別	別→同			

注意

1 この届は、以下の場合に提出してください。

- ①受給者が氏名又は住所(受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名または主たる事務所の所在地)を変更した場合
- ②受給者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。)をする児童等(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、受給者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者をいいます。以下同様です。)が氏名又は住所を変更した場合
- ③受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
- ④受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
- ⑤受給者が被用者又は被用者等でない者の別を変更した場合
- ⑥児童手当の支払を受ける口座を変更しようとする場合

2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村(特別区を含みます。以下同様です。)内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。

3 児童等の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童等が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。

4 口座変更の場合は、変更後の口座が確認できる金融機関通帳の写し等を添えて提出してください。

5 この届は、1の①から④までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤から⑥に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。